



宮 崎 県 公 報

平成26年10月27日（月曜日） 第 2637 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

公 告	頁
○大規模小売店舗の新設に関する届出（3件）…（商工政策課）1	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………（ “ ” ）3	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見（4件）……………（商工政策課）3	
○採石業務管理者試験の合格者……………（産業振興課）4	
○土地改良区の定款変更の認可……………（農村整備課）4	
病院局公告	
○入札公告……………4	

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ蓑原店
都城市蓑原町8519番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年6月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,440㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 57台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 21台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 50㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物西側 6.94㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地東側及び北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
平成26年10月6日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成26年10月27日から平成27年2月27日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成26年10月27日から平成27年2月27日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鮮ど市場南宮崎店

<p>宮崎市大湊三丁目 220番地 1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ショッピングセンター坂元 代表取締役 坂元優隆 都城市花線町11街区 1号</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ショッピングセンター坂元 代表取締役 坂元優隆 都城市花線町11街区 1号 株式会社セリア 代表取締役 河合映治 岐阜県大垣市外濠二丁目38番地 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 山崎邦夫 福岡県福岡市博多区住吉二丁目 2 番 1 号</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年 6 月 7 日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,970㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地内 91台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 A 棟南東側（駐輪場No.1） 20台 B 棟南西側（駐輪場No.2） 33台 B 棟西側（駐輪場No.3） 15台 B 棟北西側（駐輪場No.4） 31台 合計 99台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 A 棟北東側（荷さばき施設No.1） 40㎡ B 棟北東側（荷さばき施設No.2） 40㎡ B 棟北東側（荷さばき施設No.3） 50㎡ 合計 130㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物敷地東側 29.26㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 7 時（株式会社ショッピングセンター坂元） 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後 8 時（株式会社セリア） 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後12時（株式会社マツモトキヨシ九州販売） (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時30分から午前 0 時30分まで (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4 箇所 建物敷地南西側、北西側及び南東側 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで</p> <p>8 届出年月日 平成26年10月 6 日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城</p>	<p>県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成26年10月27日から平成27年 2 月27日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成26年10月27日から平成27年 2 月27日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成26年10月27日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドラッグコスモス三宅店 西都市右松2222-1</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年 6 月 9 日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,584㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南西側 62台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南西側 9 台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 27㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内南側 9㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p>
---	---

<p>午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2 箇所 敷地西側</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後 10 時まで</p> <p>8 届出年月日 平成 26 年 10 月 8 日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成 26 年 10 月 27 日から平成 27 年 2 月 27 日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成 26 年 10 月 27 日から平成 27 年 2 月 27 日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成 26 年 10 月 27 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドラッグコスモス高鍋店 児湯郡高鍋町大字北高鍋字権現前 2100- 218 外 4 筆</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 5 条第 1 項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 平成 26 年 8 月 21 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成 26 年 10 月 27 日から平成 26 年 11 月 27 日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成 26 年 10 月 27 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー小松台店 宮崎市小松台南町 13 番地 1</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 6 条第 2 項の規定による届出 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更 平成 26 年 6 月 10 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成 26 年 10 月 27 日から平成 26 年 11 月 27 日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成 26 年 10 月 27 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー花山手店 宮崎市花山手東三丁目 22 番地</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 6 条第 2 項の規定による届出 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更 平成 26 年 6 月 10 日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成 26 年 10 月 27 日から平成 26 年 11 月 27 日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 平成 26 年 10 月 27 日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー赤江店 宮崎市大字田吉字赤江 141 番 6 号 外 14 筆</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第 6 条第 2 項の規定による届出 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更 平成 26 年 6 月 10 日</p> <p>3 意見の概要</p>
---	--

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年10月27日から平成26年11月27日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宮交シティ（宮崎ショッピングプラザ）
宮崎市大淀四丁目7番30号

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成26年6月13日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年10月27日から平成26年11月27日まで

平成26年10月10日に実施した第43回採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成26年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

3、4、9、10、14、15、17、22、26

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）から平成26年8月20日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年10月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

病院局公告

入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成26年10月27日

県立宮崎病院長 豊田清一

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 一般X線撮影装置 一式（設置に必要な工事を含む。）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成27年2月27日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。

ア 平成26年宮崎県告示第487号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約当事者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成26年11月17日までに県立宮崎病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181

(2) 期間 平成26年10月27日から平成26年12月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 県立宮崎病院医事課財務担当

(2) 期間 平成26年10月27日から平成26年12月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立宮崎病院医事課財務担当

(2) 提出期限 平成26年12月5日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立宮崎病院2階中会議室

(2) 日時 平成26年12月8日午前10時

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号
郵便番号 880-8510 電話番号0985（24）4181

11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:Radiographic X-ray equipment 1set

(2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 5 December, 2014

(3) Contact point for the notice:Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL:0985-24-4181

--	--